

特別養護老人ホーム春光園

指定介護老人福祉施設事業 運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条

この規程は、社会福祉法人 春光園が運営する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム春光園（以下、「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 施設は、介護老人福祉施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
3. 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。
4. 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村等保険者（以下、「保険者」という）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者他の介護老人保健施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。

(事業所の名称等)

第2条

施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：特別養護老人ホーム 春光園
- (2) 所在地：大阪府東大阪市横枕8番34号

(利用定員)

第3条

施設の利用定員は50名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条

施設に次の職員を置く。（指定短期入所生活介護定員6名分を含む）

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上（常勤・非常勤） |
| (3) 生活相談員 | 1名以上（常勤・非常勤） |
| (4) 介護職員 | 20名以上（常勤・非常勤） |
| (5) 看護職員 | 2名以上（常勤・非常勤） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上（常勤・非常勤） |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上（常勤・非常勤） |

(8) 医師 1名以上

(9) 栄養士 1名以上

なお、前項に定めるものの他に必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条

職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者）

施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、施設長代理が施設長の職務を代行する。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

なお、職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第6条

施設の円滑な運営を計るため、次の会議を設置する。

(1) 職員会議

(2) 処遇会議

(3) 給食会議

(4) 部門会議

なお、会議の運営に必要な事項は施設長が定める。

第3章 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料及びその他費用)

第7条

施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には入所者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる施設介護

サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。

2. 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
3. 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。
 - (1) 食事の提供に要する費用 … 1,445円/日
 - (2) 居住に要する費用 … 従来型個室：1,430円/日 多床室：915円/日
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用…実費
 - (4) 指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの…
 - ・貴重品の管理費…月額：1000円
 - ・趣味クラブ費……実費
 - ・理美容代……………実費
 - ・喫茶代……………実費
 - ・コピー代……………10円/1枚
 - (5) 施設は、前号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - (6) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とするなお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
 - (7) 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該利用者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
 - (8) 介護保険の給付対象とならないサービスの料金については経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがある。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに説明する。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第8条

施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

2. 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。
3. 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合はその他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適

切な措置を速やかに講じる。

4. 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用申込者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
5. 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
6. 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
7. 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
8. 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条

施設の利用にあたって、入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を定める。

- (1) 利用期間中の持ち物等の持ち込みに関しては、その都度、施設に相談を行う。
- (2) 面会 面会時間：10：00～20：00
- (3) 外出・外泊（契約書第21条参照）
外出、外泊する場合は、事前に申し出るとともに、所定の手続きを行う。
- (4) 食事
1日3食の食事が不要な場合は、前日までに申し出る。前日までに申し出があった場合には食事の提供に要する費用は徴収しない。
- (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）
 - ①居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用する。
 - ②故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には入居者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価を支払っていただく場合がある。
 - ③入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができる。
 - ④当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行うことは禁止する。
- (6) 喫煙は施設内の喫煙スペースをご利用いただく。又飲酒についてはお酒等の購入は自由であるが他の入居者等に迷惑をかけないようにする。なお、医師の指示により健康上好ましくない時は制限することがある。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条

施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第11条

施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2. 施設は、前項の被保険者に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第12条

施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所)

第13条

施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第14条

施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第15条

施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3. 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で必要となる項目を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し同意を得る。

4. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を断続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第16条

施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

2. サービスの提供は施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3. 施設の従業者はサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
4. 施設は、サービス提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
5. 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第17条

介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2. 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
3. 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
4. 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
5. 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
6. 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
7. 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
8. 施設は、全ての利用者を（身体拘束しない介護）の目標としますが、病状・行為等でやむを得ないと判断したときは、家族と相談のうえ身体拘束委員会に諮り最善の方法をとり記録する。また家族には適宜に状況を報告する。

(食事の提供)

第18条

利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8 時00分から
- (2) 昼食 午後12時00分から
- (3) 夕食 午後18時00分から

2. 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うよう務める。

(相談・援助)

第19条

施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第20条

施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2. 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又は家族において行うことが困難である場合は利用者の同意を得て代わって行う。
3. 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために協力病院、協力歯科医院を定める。

(機能訓練)

第21条

施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な

機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条

施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとる。

2. 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。

3. 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために協力病院、協力歯科医院を定める。

(協力医療機関等)

第23条

施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を、原則として受け入れる体制を確保していること。

2. 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

3. 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4. 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5. 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

6. 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(利用者の入院期間中の取扱)

第24条

施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するよう務める。

(利用者に関する保険者への通知)

第25条

施設は、利用者が各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知

する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第26条

施設は、利用者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2. 施設は、当該施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。但し、利用者の体制処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
3. 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(虐待防止に関する事項)

第27条

施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
 - ①虐待防止に関する責任者を選定している。
虐待防止に関する責任者：特養施設長
 - ②成年後見制度の利用を支援する。
 - ③虐待等に関する苦情解決体制を整備する。
 - ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

2. 施設は、サービス提供中に当該施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者（利用者）を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第28条

施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第29条

施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2. 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第30条

当施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
2. 当施設は、入所者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合速やかに市町村及び入所者に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。
3. 当施設は、前号の事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録する。
4. 当施設は、入所者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2. 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画の策定等)

第32条

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等） 第20条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第33条

施設は利用定員及び居室の定員を越えて運営しない。但し、災害その他やむを得ない事がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第34条

施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2. 施設は、感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第35条

施設は見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条

施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

2. 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条

施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条

施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2. 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第39条

施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を務める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第40条

施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第41条

施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 施設における諸記録の保存期間は下記のとおりとする。

施設サービス計画	計画の完了の日から5年間
具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から 5年間
身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由記録	
苦情の内容等の記録	
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間

(法令との関係)

第42条

この規程に定めのないことについては、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年10月14日から施行する。

この規程は、平成17年 5月28日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成20年12月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。